

## 生涯学習総合センター窓口等業務委託プロポーザル募集要項

### 1. 事業概要

#### (1) 業務名

生涯学習総合センター窓口等業務委託

#### (2) 業務の目的

生涯学習施設の拠点である生涯学習総合センター（會津稽古堂）の窓口業務などの利用者に接する業務を委託することで、利用者の利便性の向上と生涯学習の推進を図る。

#### (3) 業務の内容

- ① 生涯学習総合センターの総合案内等業務
- ② 図書館窓口等業務
- ③ 移動図書館の運行業務

※詳細については、別紙「生涯学習総合センター窓口等業務委託要求水準書」参照

#### (4) 履行期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

#### (5) 業務に係る委託料上限額

280,316,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2. 参加資格要件等

プロポーザルに参加する者は、参加意向申出書（様式1）の提出期限の日から契約締結までの間、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (3) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この募集要項において求める要件を満たしていること。

### 3. スケジュール

日程	時間	内容
8月20日(木)		公募開始(公告日)
9月9日(水)	午後5時15分	質問書の受付締切
9月15日(火)	午後5時15分	参加意向申出書の提出締切
9月23日(水)		企画提案書の提出期限
10月9日(金)	未定	選考委員会
10月23日(金)		審査結果の通知(予定)
11月6日(金)		契約締結日(予定)

### 4. 質問方法

(1) 提出書類

質問書(様式12)

(2) 提出期限

令和2年9月9日(水)午後5時15分必着

(3) 提出方法

ファクシミリまたは電子メールによること。

※ 送信後、電話にて着信を確認すること。提出先へ直接持参した場合は受理しない。

(4) 提出先

会津若松市教育委員会生涯学習総合センター

〒965-0871 会津若松市栄町3番50号

電話番号 0242-22-4700(直通)

ファクシミリ 0242-22-4702

電子メール syougai@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(5) 質問への回答方法

質問書への回答については、随時行うものとする。なお、質問者にはファクシミリまたは電子メールで回答することとし、併せてその内容についてホームページに掲載するものとする。

### 5. 参加意向申出及び辞退の方法並びに様式等の入手方法

(1) 参加意向申出の期限

令和2年9月15日(火)午後5時15分必着

(2) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

(3) 提出方法

提出先へ、郵送またはファクシミリによること。

※ ファクシミリによる場合は、送信後、電話で着信を確認すること。

※ 提出先へ直接持参した場合は受理しない。

(4) 提出先

会津若松市教育委員会生涯学習総合センター※4の(4)参照。

(5) 辞退方法

参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式 11）を郵送または持参により、(4)の提出先へ提出すること。

(6) 様式等の入手方法

参加意向申出書等の様式については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手できるものとする。なお、郵送等による配布は行わないものとする。

掲載場所 トップページ>事業者の方へ>分野別（入札情報）>各分野のページ（発注情報・契約情報（契約検査課以外）

## 6. 企画提案書の提出及び作成方法

(1) 提出先（あて先）

〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 生涯学習総合センター 行  
※別紙「提案提出用封筒の作成方法」のとおりとする。

(2) 提出期限

令和 2 年 9 月 23 日（水）までに会津若松郵便局に必着のこと。

(3) 提出方法

- ① 会津若松郵便局留の一般書留または簡易書留郵便によること。
- ② 郵便局の郵便窓口への差し出しは、令和 2 年 9 月 14 日（月）以降に行うこと。
- ③ 提出期限日に会津若松郵便局必着で差し出すこと。
  - ※ 会津若松郵便局に到着後 10 日を過ぎると差出人に返送されるため、十分留意のうえ差し出すこと。
  - ※ その他の方法（持参、普通郵便、ファクシミリまたは電子メール）による提出は、受け付けない。

(4) 企画提案書の内容

- ① 会社概要
- ② 類似業務の受託実績
- ③ 業務に対する基本的な考え方
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 業務責任者等の経歴及び類似業務の実績
- ⑥ 雇用計画・研修計画
- ⑦ 誰もが生涯にわたって学べる生涯学習総合センターにするための企画案
  - ・利用者の利便性向上、利用促進を図るための提案
  - ・図書館における読書環境向上のための提案
  - ・生涯学習活動の支援、読書活動の推進にかかるイベントの提案（開催回数は年間 1 回以上とする）

(5) 提出書類

(様式 2) 表題

(様式 3) 会社概要

(様式 4) 類似業務の受託実績

(様式 5) 業務に対する基本的な考え方

(様式 6) 業務実施体制

(様式 7) 業務責任者等の経歴及び類似業務の従事実績

(様式 8) 雇用計画・研修計画

(様式 9) 企画案

(様式 10) 見積明細書 (1 枚)

(6) 作成上の注意点

- ① 事業終了期間を令和 6 年度末として作成すること。
- ② 各提案書は、A4 判縦、左綴じ、片面、横書き、文字は 10.5 ポイントとすること。
- ③ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位に限ること。
- ④ 提案書の内容に不足がある場合、その項目は 0 点とする。

(7) 提出部数

8 部

(8) 費用の負担等

企画提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類等は、返還しないものとする。

## 7. 審査方法

(1) 審査体制

選定に係る審査は、市が依頼した 5 名の選考委員により組織された選考委員会 (以下「委員会」という。) が行うものとする。

(2) 審査方法

- ① 提出書類及び提案者へのヒアリングにより、委員会が審査項目について審査を行う。
- ② 審査基準をもとに 100 点満点で審査し、本業務に適した提案者を選定する。

(3) 期日

令和 2 年 10 月 9 日 (金) ※ 時間は後日連絡する。(5)の②参照。

(4) 場所

生涯学習総合センター3階 研修室 3

(5) ヒアリングの方法

- ① ヒアリングには、2 名までの出席が可能。
- ② ヒアリングの順序については、参加意向申出書の提出順とし、その順番及び時間については、令和 2 年 9 月 29 日 (火) までに電話及びファクシミリにて連絡するものとする。

- ③ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明するものとする。
- ④ プレゼンテーションの時間は、各団体 25 分程度（内容説明 15 分以内、質疑応答 10 分程度）とする。
- ⑤ ヒアリングの際に新たな説明資料等の持ち込みは禁止する。

## 8. 審査基準

別紙「生涯学習総合センター窓口等業務委託プロポーザル審査基準」による。

## 9. 結果の通知及び公表

審査において選定された提案者名について、参加者全員にファクシミリにより通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、参加者は、選考結果について異議、その他の苦情の申出をすることはできないものとする。

## 10. 失格要件

以下の事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 参加意向申出書の提出期限日における参加者の参加資格の有無を確認し、要件を満たしていない場合。
- (2) 提案書が提出期限を過ぎて提出された場合（提案書は、会津若松郵便局に届いた日から 10 日経過後に、差出人に返送されます。返送された場合も失格とします。）及び提出方法を遵守しなかった場合並びに提出部数に不足があった場合
- (3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (4) 選考委員に対して、直接、電話、メール、他人を介して等手段を問わず、故意に接触を求める行為を行った場合。
- (5) 所管課の職員に対して、本要項 4 で定める「質問」以外に、直接、電話、メール、他人を介して等手段を問わず、情報を個別に得ようとし、又は得た場合。
- (6) 前 2 号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合。
- (7) その他選考委員会が不適格と認める場合。

## 11. 契約手続きについて

プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。

市は、委員会で選定された提案者との間で、企画提案書を踏まえた協議を行った上で、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

選定された提案者は、会津若松市財務規則第 104 条の規定により、請負代金又は契約代金の額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、この契約による債

務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合、もしくは、会津若松市財務規則第 105 条第 1 項第 4 号の規定に該当する場合（過去 2 年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあつては、契約締結日から起算して当該契約期間の 2 倍の期間を遡った期間。）に国（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 9 号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。）はこれを免除する。

その他、契約締結に当たっては、会津若松市財務規則等に基づきおこなうものとする。

## 12. 留意事項

- (1) 企画提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出した書類等の返還はしない。
- (3) 提出した提案書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (4) ヒアリングの指定された日時は、厳守することとし、天変地異等のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は、速やかに事務局まで連絡すること。
- (5) 提案者が一者のみである場合においても、提案書及びヒアリング等により受託候補者の選定を行う。
- (6) 書類を作成にあたっては、通常の入札同様、使用印鑑登録印を使用し、委任先を設けている場合には委任先の代表者名を記載すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によっては、本プロポーザルの日程や諸条件の変更を行う場合がある。